



定 款

會員資格規程

運 營 規 程

庶 務 規 程

情報公開規則

役員選任規程

特定費用準備資金等取扱規程

# 公益社団法人 松江青年会議所定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人松江青年会所（英文名 Junior Chamber International Matsue）と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市母衣町55番地4に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の公益目的事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に寄与する事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資する事業
- (5) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与する事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献に寄与する事業
- (8) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、島根県において実施する。

(その他事業)

第6条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上並びにその能力の開発を利する事業

- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所、その他諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
  - (2) 特別会員
  - (3) 賛助会員
  - (4) 名誉会員
- (正 会 員)

第8条 松江市及びその近郊に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同し、理事会において入会を承認された者を正会員とする。

2 事業年度中途に満40歳に達した場合であっても、その年度内は正会員としての資格を有するものとする。

3 既に他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることができない。

(特別会員)

第9条 制限年齢の事業年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者を特別会員とする。

(賛助会員)

第10条 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会で承認されたものは、賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第11条 この法人に功労のある個人又は団体で、理事会において承認された者を名誉会員とする。

(入 会)

第12条 この法人の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるほか、入会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規程による。

(会員の権利)

第13条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第14条 この法人の正会員は、この定款その他別に定める規程等を遵守し、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第15条 会員(名誉会員を除く)は、この法人の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、定められた入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費に関する事項は、総会において別に定める会員資格規程による。

(休 会)

第16条 正会員は、やむを得ない事由により長期間第38条に規定する例会及び第39条に規定する委員会に出席できないときは、あらかじめ理事会の承認を得て休会することができる。

2 前項の規定により、休会を承認された期間中の会費は免除しない。

3 この他休会に関する事項は、総会において別に定める会員資格規程によるものとする。

(会員資格の喪失)

第17条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第18条により退会したとき。
- (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 第19条により除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第18条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員は、前項の場合において、未納の会費があるときは、その会費を納入しなければならない。

(懲 戒)

第19条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本

条第3項に定める理事会又は総会の議決を経て、これを懲戒することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) この法人の入会金及び会費を滞納し、かつ催告を受けてなお納入しないとき。
- (4) 例会又は委員会への出席義務を履行しないとき。
- (5) その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 除名

3 懲戒は、戒告による場合は理事会の決議により、また除名による場合は理事会の決議を経た上、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、これを決する。

4 前項の規程により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

5 第3項により懲戒が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

6 本条に定めるものの他、懲戒に関し必要な事項は、総会において別に定める会員資格規程によるものとする。  
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第20条 会員が第17条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上22名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理

事とし、副理事長、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 この法人の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事は、この限りではない。

(役員資格及び選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事を理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼務することができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 その他役員を選任に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める役員選任規程による。

(役員任期)

第23条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行す

る。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を総括処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事長、副理事長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(解 任)

第26条 役員は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この

場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第27条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第28条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第4章 直前理事長等

(直前理事長)

第29条 この法人に、直前理事長1名を置くことができる。

2 直前理事長は、前事業年度の末日において理事長であった者がこれにあたる。

3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。

4 直前理事長の任期は、第23条第1項の規定を準用する。

5 直前理事長の解任は、第26条の規定を準用する。

6 直前理事長の報酬は、無償とする。

(顧 問)

第30条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。

3 顧問は、その知識・経験を生かし、理事長から諮問された事項につき意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、第23条第1項の規定を準用する。

5 顧問の解任は、第26条の規定を準用する。

6 顧問の報酬は、無償とする。

## 第5章 総 会

(構 成)

第31条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(種 類)

第32条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人上の社員総会、毎年2月に開催する定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(開 催)

第33条 定時総会は、毎年度2月、8月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が招集の必要を決議したとき。
- (3) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第34条 総会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第3号に規定する請求があった場合には、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって、会日の7日前までに正会員に対して通知を発しなければならない。ただし、第38条第1号、第5号、第6号及び第8号に掲げる事項の議事に関する総会の招集通知には、付議事項の内容及び提案の理由も記載しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第35条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第36条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席により成立し、その決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定をするものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(議 決 権)

- 第37条 正会員は、総会における各1個の議決権を有する。
- 2 総会に出席できない正会員は、委任状をもって他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の場合、代理人の氏名が記載されていない委任状は無効とする。

(決議事項)

第38条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員を選任
- (5) 役員を解任
- (6) 会員の除名
- (7) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (8) 解散
- (9) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (10) 次に掲げる規程及び規則の設定及び変更
  - イ 公益社団法人松江青年会議所会員資格規程
  - ロ 公益社団法人松江青年会議所運営規程
  - ハ 公益社団法人松江青年会議所庶務規程
  - ニ 公益社団法人松江青年会議所役員選任規程
  - ホ 公益社団法人松江青年会議所特定費用準備資金等取扱規程
- (11) その他法令に定められた事項

(決議事項の通知)

第39条 理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

(議事録)

第40条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第41条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招 集)

第42条 理事会は、毎月1回以上、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の4日前までに各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第44条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

3 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(権 限)

第45条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則又は細則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選任規程により理事長候補者を選出し、理事会の決議において当該候補者から選定する方法によることができる。
- (5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
  - (6) 第28条の責任の免除  
（報告の省略）

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。  
（議事録）

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。  
（理事会運営規程）

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める運営規程による。

## 第7章 例会及び委員会

（例 会）

第49条 この法人は、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

（委 員 会）

第50条 この法人は、その目的を達成するために必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

- 2 委員会の種類は、理事会の決議により定め、総会の同意を得なければならない。
- 3 委員会は、委員長1人、副委員長1人又は2人及び委員若干名をもって構成する。
- 4 前項の構成員は、正会員のうちから理事長が理事会の承

認を得て任命する。

- 5 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
- 6 委員会の職務及び運営に関して必要な事項は、総会において別に定める運営規程による。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第51条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 この法人の経費は、前項の収入をもってこれに充てる。

(財産の管理)

第52条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第54条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属書類
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、2月に開催される定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、法令の定めるところにより、第2項の定時総会の終結後直遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第57条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(財産の団体性)

第58条 会員は、その資格を失った場合においても、この法人の財産に対し、いかなる請求もすることができない。

(会計の原則等)

第59条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、総会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規程による。

## 第9章 管 理

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え

ておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程による。

(書類の閲覧)

第61条 会員は、前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(事務局)

第62条 この法人は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を置く。

- 2 事務局には事務責任者として事務局長を置くことができる。事務局長を任命しない場合は担当委員会の理事を事務責任者とする。
- 3 事務責任者は、理事長の命を受け庶務を処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万

全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第65条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、第69条の規定を除き、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合 併 等)

第67条 この法人は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第68条 この法人は、一般社団・財団法第148条第1号・第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第69条 この法人が清算するとき存する残余財産は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清 算 人)

第70条 第68条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。

- 2 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産の処分の方法を定めなければならない。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第71条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第12章 雑 則

（委 任）

第72条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は田中康博とする。

# 公益社団法人 松江青年会議所会員資格規程

## 第1条（目 的）

本規程は、公益社団法人松江青年会議所定款第2章に基づき、本会議所会員の資格等に関する事項を規定する。

## 第2条（入 会）

本会議所に入会を希望する者は、2名以上の正会員の推薦書、履歴書を添えて、入会申込書を所管委員会へ提出する。但し、2名以上の正会員の推薦の内1名は特別会員でもよい。

2 正副理事長、専務理事は、前項の書類及び面接による資格審査を行い、その結果を理事会へ報告する。

3 資格審査の結果は、入会希望者及び推薦者に文書でその旨を通知する。

4 資格審査により承認を得た者は、研修生となり、3ヶ月の研修を経なければならない。但し、理事会の承認を得てこれを免除することができる。

5 前項の研修を経て理事会の承認を得た者及び研修の免除を受けた者は、正会員となり、JCバッチ、入会認承認、定款、諸規程、会員名簿を付与される。

## 第3条（入会金・研修費および会費）

前条の規定により入会を承認された者は入会金30,000円を入会に際し納付しなければならない。

2 正会員は、毎年4半期毎に年会費156,000円を原則として指定金融機関の口座振替により分納しなければならない。但し、前条の規定により入会を認証された者の入会最初の4半期については、その入会月によって月割で計算して納付することができる。

3 研修生は、研修期間中1ヶ月13,000円を研修費として所定の納期に前納しなければならない。

4 特別会員は、終身会費として30,000円を一括納付しなければならない。

5 賛助会員は、毎年2月末日までに年会費1口36,000円を1口以上、原則として指定金融機関の口座振替又は銀行振込により納付しなければならない。但し、入会を承認された賛助会員の入会最初の年度については、その入会月によって月割で計算した年会費を入会認証後遅滞なく納付しなければならない。

#### 第4条（会員の失格）

会員が書面により退会の意思を届けたときは、除名の事由が無い場合、理事長はこれを受理し理事会へ報告する。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、定款第19条に従い懲戒することができる。

(1) 会費納入期を3ヶ月過ぎても納入しないとき。

(2) 例会及び配属委員会に引続き3ヶ月以上出席しないとき、又は6ヶ月間の例会出席率が50%未満、委員会出席率が30%未満のとき。

(3) その他定款第19条第1項第1号、第2号、第5号の一に該当する行為のあったとき。

3 会員が前項に該当する場合は、専務理事は直ちに理事長に報告し、かつ当該会員に対して勧告を行う。

4 前項の勧告を受けた会員が勧告後相当期間内に適切なる善処の意思表示及び行為を何ら行わない場合には、理事長は理事会を招集し審議に付さなければならない。

5 前項の審議に際しては当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

6 理事会で除名が適当との決議がなされたときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。

7 第1項及び第2項により会員の資格を失った者に対し、理事長はその決定を告知しなければならない。

8 理事会が当該会員を戒告に止めることが適当であると決議した場合、理事長は当該会員に対し書面により戒告を行う。

9 戒告を受けた会員が6ヶ月以上を経過し、青年会議所活動に精励し改悛の情が顕著であると理事会が認めた場合、その戒告を消滅させることができる。

10 第1項及び第2項により会員の資格を失なった者は、入会時に付与された入会承認証を除く全てを速やかに返還しなければならない。

#### 第5条（会員の休会）

正会員が長期にわたる病気、もしくは海外出張等により長期欠席を余儀なくされる時は、定款第16条により理事会の承認を得て休会することができる。但し、定款第13条及び第14条に定める権利義務は変わらない。

2 休会中といえども会費の減免はしない。但し、長期病欠者に対する会費減免に関し、本人の申し出がある場合は理事会の承認を得て、会費を減免することができる。

## 第6条（特別会員）

特別会員は、本会議所が企画したすべての事業に参加出席することができる。但し、一切の議決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

- 2 特別会員が定款第19条第1項第1号、第2号、第5号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

## 第7条（例会出席扱い）

他会員会議所の例会及びその他所管委員会が申請し、理事会の承認を得た行事に出席した場合は、本会議所の例会に出席したものとして取扱う。但し、本会議所の例会と重なる場合には本会議所の例会に重ねて出席したものとしては取扱わない。

## 第8条（賛助会員）

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人並びに団体は理事会の決定により、賛助会員として入会することができる。但し、会費を納入しない場合は退会とする。

- 2 賛助会員として入会を希望するものは、所定の申込書を理事会へ提出しなければならない。
- 3 賛助会員は本会議所が企画した全ての事業に参加出席できる。但し、一切の議決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 第9条（その他）

本規程に定めなき事項は、理事会において決定する。

## 附 則

本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

# 公益社団法人 松江青年会議所運営規程

## 第1条（目的）

本規程は公益社団法人松江青年会議所の運営を円滑にし、併せて事業活動を容易ならしめるため組織とその役割並びに運営方法を定める。

## 第2条（役員の仕事）

### 1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、同中国地区協議会、同島根ブロック協議会の会員会議所会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

### 2. 直前理事長

毎回、本会議所の諸会議に出席し、理事長経験を生かし所務その他について必要な助言をする。

### 3. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 理事長の指名並びに理事会の承認により分掌した委員会を統括して各委員会の連絡調整並びに助言指導を行う。

### 4. 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営並びに対外的な活動のため一体となって努力する。

### 5. 理事

- (1) 理事会を構成し、業務の執行に関する議決権を行使する。
- (2) 理事は委員長の仕事に兼務することができる。

### 6. 監事

- (1) 業務の執行及び会計の状況を監査し、不正のおそれある時は総会又は理事会に報告する。
- (2) 本会議所の諸会議に出席し意見を述べ、又講評を行うことができる。
- (3) 監事は他の仕事を兼務することができない。

## 第3条（正副委員長及び出向会員の仕事）

### 1. 委員長

本会議所の目的達成のために委員会を統括し事業を企画、

検討、実施し、且つその成果を確認して議事録又は報告書を速やかに担当副理事長を経て、理事長に提出する。

## 2. 副委員長

委員長を補佐して委員会を統括し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

## 3. 出向会員

- (1) 出向会員とは、本会議所理事会の推薦を受け社団法人日本青年会議所、同中国地区協議会及び同島根ブロック協議会等へ出向する者をいい、各々の出向先での責務を全うしなければならない。
- (2) 本会議所の例会、正副委員長会及び全役員協議会に出席し、出向先での活動状況を報告、周知させる。

## 4. 顧問

- (1) 本会議所に顧問を若干名を置くことができる。
- (2) 顧問は、本会議所の正会員及び前年度正会員であった特別会員でJCI役員又は公益社団法人日本青年会議所、中国地区協議会、島根ブロック協議会役員に出向している者、理事長及び副理事長経験者の中から理事長が推薦し、理事会で承認を得るものとする。
- (3) 顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決権を有しない。

## 5. 外部団体参加会員

- (1) 本会議所理事長の推薦を受け、本会議所を代表して外部団体に参加し、本会議所の目的趣旨に沿った責任ある活動をする。
- (2) 外部団体での活動状況について、その都度理事長に報告し、必要ある時は諸会合において報告する

## 第4条（理事会）

理事会は、本会議所の基本方針を審議し、業務の執行を決定する。

- 2 定例理事会は、原則として毎月第2木曜日に開催し、その他必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 3 議題提出者は提出議題について関係機関との充分なる合意のもとに、3日前までに専務理事へ所定の様式で提出する。

## 第5条（常任理事会）

常任理事は理事長、副理事長、専務理事とする。特に理事長が必要と認める場合、理事会の承認の下、他の理事の中から常任理事を選任することができる。

- 2 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議処理する。
  - (1) 理事会により委任された事項
  - (2) 理事会に提出すべき事項
  - (3) 本会議所として緊急かつ即決を求められる事項。但し、その経過及び結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 常任理事会は必要に応じて理事を出席させることができる。
- 4 常任理事会は、原則として毎月第1木曜日に開催し、その他必要に応じて臨時常任理事会を開催する。
- 5 常任理事会は、理事長又は理事長の指名した常任理事が議長となる。
- 6 常任理事会の定足数は、常任理事の過半数とする。
- 7 常任理事会の決議は、出席した常任理事の過半数をもって決する。
- 8 議題提出者は提出議題について関係機関との充分なる合意のもとに、3日前までに専務理事へ所定の様式で提出する。

#### 第6条（例 会）

会員相互の連絡を緊密にすると共に、本会議所の目的を達成するため、事業活動の発表、検討、実施、反省を行い、会員の意識高揚の場として、例会を開催する。

- 2 会員は例会の趣旨を踏まえ、出席する義務を負う。
- 3 原則として第3木曜日の午後7時より開催するものとする。
- 4 例会は原則として各委員会で担当する。担当委員会は、例会の日時、場所、趣旨、内容、運営方法、担当委員会名、出欠の返信方法を記し、案内する。会員は期日までに出欠について返信の義務を負う。
- 5 標準的な例会次第は下記のものとする。
  - (1) 開会宣言
  - (2) 国歌、JCソング斉唱
  - (3) JCIクリード唱和
  - (4) JCIミッション並びにJCIビジョン唱和
  - (5) 松江JCビジョン五ヶ条唱和
  - (6) JC宣言朗読並びに綱領唱和
  - (7) 例会議事録作成人並びに署名人指名
  - (8) 理事長挨拶及び報告
  - (9) 専務理事報告
  - (10) 各委員会報告

- (11) 出向会員報告
- (12) その他会員報告事項
- (13) 委員会担当例会
- (14) 監事講評
- (15) 若い我等斉唱
- (16) 閉会宣言

#### 第7条（委員会）

委員会は毎月1回以上は開催し、正会員は出席の義務を負う。

- 2 委員会事業の実施については、理事会の承認を得なければならない。
- 3 定款第50条の規定により次の委員会を設置する。

##### 別紙

- 4 総会の決議を経て、単年度の事業目的達成のために特別委員会を設置することができる。
- 5 委員会の職務分掌は次のとおりとする。

##### 別紙

#### 第8条（推進会議）

特定の事項を研究、推進するために、必要に応じて理事会の承認を経て、推進会議を設置することができる。

#### 第9条（正副委員長会）

理事会の基本方針に基づき本会議所の運営について討議する。

- 2 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、各正副委員長をもって構成する。
- 3 監事、出向会員は出席し意見を述べることができ、監事は講評を行うことができる。
- 4 必要に応じて理事長がこれを招集する。
- 5 議題提出者は提出議題について、関係機関との十分なる合意のもとに、3日前までに専務理事へ所定の様式で提出する。
- 6 議長は理事長又は理事長が指名する者がこれにあたる。
- 7 議事については議事録を作成しなければならない。

#### 第10条（全役員協議会）

本会議所の運営について、連絡・調整・討議する。

- 2 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、理事、正副委員長および出向会員をもって構成する。
- 3 監事は出席し意見を述べ、講評を行うことができる。
- 4 必要に応じて理事長がこれを招集する。

- 5 議題提出者は、提出議題について、関係機関との十分なる合意のもとに、3日前までに専務理事へ所定の様式で提出する。
- 6 議長は理事長又は理事長が指名する者がこれにあたる。
- 7 議事については議事録を作成しなければならない。

#### 第11条（褒 賞）

本会議所運動の高揚を図るために、会員及び委員会に対し、翌年2月の通常総会までに褒賞することができる。

- 2 褒賞に関する事務の管理及び審査のために、褒賞委員会を設置する。
- 3 褒賞委員会の定員は理事長を含めて5名とし、毎年10月末日までに理事会の承認を得て理事長が正会員の中から他の4名を指名し、その任期はその年度末日までとする。
- 4 褒賞は次の規定に従い実施する。

##### (1) 条件

- I 青年会議所運動に顕著な功績があった会員又は委員会。
- II 例会皆勤者。
- III その他。

##### (2) 推薦方法

- I 褒賞委員会への推薦は理事長又は委員長が行うものとする。
  - II 推薦の書式・日程・褒賞の種類及び内容その他、必要な事項は褒賞委員会が理事会の承認を得て定める。
- 5 褒賞委員会は毎年12月の理事会までに褒賞に関する審査結果を理事会に報告し、理事会は審議決定する。

#### 第12条（そ の 他）

本規程に定めなき事項は、理事会において決定する。

#### 附 則

本規程は、公益認定を受け移行登記した日から施行する。

# 公益社団法人 松江青年会議所庶務規程

## 第1条（目的）

本規程は公益社団法人松江青年会議所の運営を円滑にし、併せて事業活動を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

## 第2条（事務局）

事務局の統轄、管理は事務責任者が行う。

2 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程                  | 永久保存  |
| (2) 総会議事録                          | 永久保存  |
| (3) 理事会議事録                         | 永久保存  |
| (4) 事業報告書並びに決算報告書                  | 永久保存  |
| (5) 会員台帳                           | 永久保存  |
| (6) 重要な調査研究に関する文書及び記念誌             | 永久保存  |
| (7) 資産台帳                           | 永久保存  |
| (8) 会計帳簿                           | 5年間保存 |
| (9) 事務局日誌                          | 1年間保存 |
| (10) 受発信綴                          | 1年間保存 |
| (11) 正副委員長会議事録                     | 1年間保存 |
| (12) 委員会議事録                        | 1年間保存 |
| (13) 社団法人日本青年会議所及び<br>他会員会議所関係の文書綴 | 1年間保存 |
| (14) 本会議所会報綴                       | 1年間保存 |
| (15) 前14号に属さない文書                   | 1年間保存 |

3 事務局は備品貸出簿を整備し、出入りを記載し備品を完全に管理しなければならない。

4 事務局は本会議所の情報公開を他に定める規程に従い行うものとする。

## 第3条（会計経理）

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿  
総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿
- (2) 決算書類および諸表  
貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等

### (3) 伝票

入金伝票、出金伝票、振替伝票

2 金銭の出納は事務責任者が責任管理し、次の証憑を揃えて、起票し期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書受領不能のものについては、その理由を記載した支払証明書

3 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

4 予算の執行は担当委員長の権限とする。

単位事業が完了したときは速やかに計算書証憑及び関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出し、併せて理事会の承認を得なければならない。

5 事務責任者は決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として其々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。

### 第4条（慶 弔）

慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 会員の結婚                              | 5,000円  |
| (2) 会員の死亡                              | 20,000円 |
| (3) 会員の長期（30日以上入院）に亘る傷病                | 3,000円  |
| (4) 会員の子の出生                            | 3,000円  |
| (5) 会員の配偶者の死亡                          | 10,000円 |
| (6) 会員の一親等の親族の死亡                       | 5,000円  |
| (7) 特別会員の死亡                            | 10,000円 |
| (8) 以上の他必要と認めるとき理事長決裁により之を決定し理事会に報告する。 |         |

### 第5条（旅 費）

会員及び事務局員の公務出張に対しては、理事会の承認を経て旅費を支給することができる。

### 第6条（そ の 他）

本規程に定めなき事項は、理事会において決定する。

### 附 則

本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

# 公益社団法人 松江青年会議所情報公開規則

## 第1章 目 的

第1条 本規則は、公益社団法人松江青年会議所における公益法人としての情報の透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）の重要性に鑑み、情報を公開するに際して、その内容の取扱いに関する事項及び構成員の個人情報の保護に関する事項を規程する。

## 第2章 定 義

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) ホームページとは公益社団法人松江青年会議所が定めるサーバー内にある公益社団法人松江青年会議所のホームページをいう。
- (2) 個人情報とは構成員及び関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名は除く。
- (3) 会員とは公益社団法人松江青年会議所定款第7条に定める会員をいう。
- (4) 構成員とは公益社団法人松江青年会議所の正会員をいう。

## 第3章 責任者及び責任範囲

第4条 責任者は公益社団法人松江青年会議所の情報公開に際し、公益社団法人松江青年会議所の定めるサーバー内にある公益社団法人松江青年会議所のホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にともなって公開された全ての情報について責任を負う。

2 この規則に定めるものの他、情報公開に関する定めを規則する必要が生じた場合、理事会の承認を要する。

## 第4章 情報公開の対象

第5条 情報の公開にあたり、公益社団法人松江青年会議所の定款・役員名簿・社員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書をその対象とする。

2 公開にかかる情報の内容については、本会議所理事会並びに総会の承認を要するものとする。

第6条 公益社団法人松江青年会議所は、情報公開に速やかに対応できるよう、第6条に定める文書を整理保管しなければならない。

## 第5章 情報の公開方法

第9条 情報の公開は、公益社団法人松江青年会議所のホームページ上及び第6章で定める方法により行うものとする。

2 ホームページ上に公開している情報以外の情報に関して第13条に定める開示請求があった場合は印刷文書又は複写資料により情報を公開することができる。

3 本条第1項の定めにかかわらず、第10条に定める情報については、そのほかの広報媒体を通じて公開することができる。

第10条 第6条の情報以外に必要な応じて、ホームページ上、又はその他の広報媒体を通じ、以下の情報を公開することができる。尚、公開にあたっては公益社団法人松江青年会議所の品格・立場を辱めないよう考慮し、又、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

- (1) 広く一般に対し、公益社団法人松江青年会議所の運動及び活動を浸透させるために発信する情報
- (2) 会員及び構成員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報
- (3) 会員及び構成員相互の情報交換のために発信する情報及びその情報交換のための場の提供

第12条 公益社団法人松江青年会議所のホームページに掲載された情報については、無断転載を禁ずるものとする。

## 第6章 情報開示請求

第13条 責任者は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、本規程の定めに従いその求めに応じなければならない。

第14条 情報開示請求の窓口は、定款第2条に定める公益社団法人松江青年会議所事務局とする。ただし、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10より午後4時までの間とする。

2 当会議所事務局において資料の閲覧を請求するには、関

覧者の氏名、住所、電話番号並びに閲覧を求める資料名を記載した所定の申請書を提出しなければならない。なお、資料の持ち出し並びに複写についてはこれを禁ずるものとする。

## 第7章 雑 則

(改 廢)

第15条 この規則の改廢は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第3条 本規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

# 公益社団法人 松江青年会議所役員選任規程

## 第1章 総 則

第1条 公益社団法人松江青年会議所定款第22条による役員  
の選任に関する事項は、この規程の定めるところによる。

## 第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会  
(以下「管理委員会」という。)を置く。管理委員会は当該  
事業年度の選挙に関し日程その他必要な事項を決定する。

第3条 管理委員会の定員は5名とし、毎年6月末日迄に理  
事会の承認を得て理事長が正会員の中から指名する。管理  
委員に欠員が生じた場合には、直ちに理事会の承認を得て  
理事長が正会員の中から補充する。

第4条 管理委員会は、互選により委員長1名を定める。委  
員長は委員会の会務を掌握し、委員会を代表して理事会に  
出席し、選挙に関する事務について意見を述べることがで  
きる。

2 管理委員会は、あらかじめ委員の中から委員長故障ある  
場合に委員長代理をする者を定めておかなければならな  
い。

第5条 管理委員会の任期は3ヶ月とし、任期終了迄に選挙  
事務処理が終わらない場合には、事務処理完了時迄理事会  
の承認を得て任期を延長することができる。

第6条 管理委員会は、選挙事務処理が完了した時、直ちに  
理事長に報告書を提出しなければならない。

第7条 選挙に関する通知は、すべて管理委員長の名をもつ  
て文書により行う。

## 第3章 選任権および被選任権

第8条 正会員は、当該事業年度の役員選任における選任権  
1個及び被選任権1個を有する。但し、当該事業年度中に  
満40歳に達する正会員は、被選任権を有しない。

## 第4章 有権者名簿

第9条 管理委員会は、6月末日現在における有権者名簿を  
7月末日迄に作成し、速やかに会員に通知しなければならない。

- 第10条 前条の名簿に異議ある会員は管理委員会に対し、指定された期日迄に異議申立てを行うことができる。
- 2 前項の申立てを受けた時は、管理委員会は速やかにこれを審査裁定し、裁定の結果を申立人に通知しなければならない。
- 3 異議申立てのない場合は、第1項の期日をもって、異議申立てのない場合は、前項の通知の発信をもって有権者名簿は確定する。

## 第5章 理事長の候補者

- 第11条 被選任権を有する者のうち、定款第22条に定める役員経験者もしくは、公益社団法人日本青年会議所役員経験者は、理事長候補者となることができる。
- 第12条 候補者は別に定められた期日迄に、次の書類を管理委員会に提出しなければならない。
- (1) 立候補届出書
  - (2) 履歴及び青年会議所における経歴書
  - (3) 青年会議所運動に対する抱負を記載した書面
  - (4) 正会員2名による推薦書
- 2 前項4号の推薦者の資格は、選任権を有する会員中選挙管理委員を除いた者とする。
- 第13条 管理委員会は候補者の資格を審査のうえ、有資格者と認めた場合は、直ちに前条第1項第2号乃至第4号の内容を記載した書面を添えて候補者氏名を会員に通知しなければならない。
- 第14条 第12条に規定された期日迄に候補者の届け出がない場合は、理事会が候補者を推薦し、管理委員会に届け出なければならない。
- 2 管理委員会は、前項の届け出を受けた時は、候補者の資格を審査のうえ、有資格者と認めた場合は、その氏名及び履歴並びに青年会議所における経歴を記載して会員に通知し、総会において承認を得なければならない。

## 第6章 理事長選挙の運動

- 第15条 候補者及び正会員は、本会議所の目的、綱領に則り、名誉を重んじ節度ある選挙運動に努め、本規則に定められた運動を行うものとする。
- 第16条 候補者に関する選挙運動期間は、管理委員会の定める立候補届け出初日から投票前日迄とし、期間外運動は

一切これを行ってはならない。

第17条 選挙運動は、文書・電話・個別訪問・個人演説会及び立会演説会とする。

2 立会演説会は管理委員会がその日時、場所、方法について決定する。

## 第7章 理事長選挙の投票および管理

第18条 選挙の告示、投票日は管理委員会がこれを決定する。但し、告示から投票日までの期日は7日以上10日以内とする。

2 投票は、管理委員会所定の用紙を用いて単記無記名とする。

第19条 最多得票者をもって当選者とする。但し、得票数が有効得票の過半数に満たない場合は、上位2名より決選投票を行う。

2 最多得票者が3名以上の場合は、抽選により上位2名を決定し、次点者が2名以上の場合は抽選により次点者を選出し、決選投票を行う。

3 得票数が同数の場合には抽選により決定する。

第20条 立候補者が1名の時は届出審査を経て当選者とする。

第21条 有権者は、他の有権者を代理することはできない。但し、やむを得ざる理由により投票日に投票できない有権者は、管理委員会の定める方法によって不在者投票を為すことができる。

第22条 投票及び開票に際しては、3名以上の立会い人を置く。立会い人は正会員中より管理委員会が指名する。

第23条 理事長予定者の当選が確定した時、管理委員会は直ちに候補者全員の得票数並びに当選者氏名を会員に通知し、かつ、総会において報告しなければならない。

## 第8章 役員の選任

第24条 副理事長予定者及び専務理事予定者は、理事長予定者が指名し、かつ、総会において報告しなければならない。

第25条 理事長、副理事長、専務理事を除く理事予定者及び監事予定者は、選考委員会が選出する。

2 選考委員は5名とし、その選出は、管理委員会の決定による連記無記名投票によって選出する。この場合、得票数

- が同じときは年長者とする。尚、選考委員は総会開催日の10日前までに選出しなければならない。
- 3 管理委員会委員、理事長予定者は選考委員になることができない。
  - 4 投票者の連記が定数を越えている場合は、その投票は無効とし、定数に満たない場合は有効とする。
  - 5 選考委員会は、総会開催日の3日前までに、理事長、副理事長、専務理事を除く理事予定者及び監事予定者を選出しなければならない。
  - 6 理事長予定者は、選考委員会に出席し意見を述べることができる。
- 第26条 選出された理事長、副理事長、専務理事を含む全ての理事予定者及び監事予定者は、総会において理事及び監事選定の承認を受けなければならない。
- 2 理事長予定者は、理事予定者が正式に理事として就任した後、最初に開催される理事会において、代表理事選定の承認を受けなければならない。
  - 3 副理事長予定者及び専務理事予定者は、理事予定者が正式に理事として就任した後、最初に開催される理事会において、業務執行理事選定の承認を受けなければならない。
- 第27条 理事、監事である役員に欠員が生じた場合には、理事会が指名し、総会において承認することができる。

## 第9章 その他

第28条 この規程に定めるものの他、役員選任に関して必要な事項は理事会において定める。

### 附 則

本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

# 特定費用準備資金等取扱規程（案）

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人松江青年会議所（以下「この法人」という。）定款第59条第3項の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等上記(1)及び(2)を総称する。

（原 則）

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第2章 特定費用準備資金

（特定費用準備資金の保有）

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

（特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き）

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれるこ

と。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得

等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第56条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

## 第5章 雑 則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

